

集会所の家賃、賃料を支援します！

地域住民の集会や各種グループのコミュニティ活動の場として多目的に利用される集会所を、住民組織自らが借り上げる場合に要する費用の一部を補助します。



●対象団体

10 世帯以上で構成された自治会

●対象施設

- ア 自治会の活動のため、年間を通じ継続して使用に供し、かつ自治会がその管理を行うもの
- イ 集会所として必要な広さ及び機能を備えているもの
- ウ 仮設的な建物（応急仮設建築物、物置、仮設店舗等）でないもの
- エ 宗教法人、学校法人等団体の所有でないもの

●対象経費

集会所を借り上げるための家賃

（自治会の総会等の承認を得て、賃貸借契約を締結したもの）

※対象経費とならないもの

敷金、権利金、建物修繕費、共益費その他の維持管理費、土地の借上料

●補助金額

対象経費の 2 分の 1 に相当する額（千円未満切捨て）

ただし、年度当たり 24 万円を限度とする

●補助期間

同一集会所に対する最初の補助金の交付の年度から 15 年間を限度とする

●交付方法

補助金の交付先は、事業実施前の申請・審査等の手続きの後、予算の範囲内で決定します。

申請に当たって不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。

（問い合わせ先・申請窓口）

地域づくり推進課 29-5015

●補助金の申請から交付までの流れ

交付申請

- 交付申請書
- 団体規約及び役員名簿
- 団体活動計画表
- 集会所の賃貸借契約書（写し）
- 集会所の位置図、平面図及び写真
- 集会所の借り上げについて、総会等の承認を得たことを証する書類



交付決定

契約内容に変更が生じたときは、次の書類をすぐに提出する。

- 変更交付申請書
- 集会所の賃貸借契約書（写し）
- 集会所位置図、平面図及び写真



実績報告 ※ 補助事業完了後 15 日以内又は、交付決定のあった年度の末日（3 月中）のいずれか早い期日までに提出する。

- 実績報告書
- 集会所借上利用状況報告書
- 借り上げに係る領収書（写し）



補助金額の確定



補助金の請求



補助金の交付（振込）